



春日市高齢者福祉計画2024・ 第9期介護保険事業計画(概要版)

はじめに

本市では、令和3年3月に「春日市高齢者福祉計画2021・第8期介護保険事業計画」(以下、前計画という。)を策定し、高齢者ができる限り住み慣れた地域で、人生の最期まで自分らしい生活をおくることができる社会を実現するため、地域包括ケアシステムの構築を進めてきました。前計画の期間が令和5年度で終了するため、これまでの取組を検証しつつ、社会経済情勢の変化による新たな課題にも対応しながら、引き続き、高齢者福祉を総合的、計画的に推進するため、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とする「春日市高齢者福祉計画2024・第9期介護保険事業計画」を策定することとします。

基本理念と基本目標

基本理念

みんなで支え合い 高齢者やその家族が
安心して自分らしく暮らせるまち

そのために

基本目標

1. 自分らしく生き生きとした暮らしを継続できる体制づくり
2. 高齢者とその家族が安心して暮らせる体制づくり
3. 介護保険等公的サービスの充実と適切な提供体制づくり

【基本目標 1】 自分らしく生き生きとした暮らしを継続できる体制づくり

介護予防、社会参加、自立支援・重度化防止

(概要)

- ✓ 身近な場所で介護予防ができる体制づくりを進めます。介護予防に関する情報を広く普及し、介護予防のきっかけづくりや取組の継続支援を行います。
- ✓ 高齢者をはじめとした意欲のある人たちが、社会で役割を持って活躍できるよう、多様な社会参加ができる環境整備を進めます。
- ✓ 要支援者等に対し、リハビリ専門職等が早期に関わる自立支援型地域ケア会議等を活用し、個々に応じた自立支援・重度化防止に取り組めます。

取組の方向性

(1) 介護予防につながる環境(基盤づくり)

健康運動トレーニング事業(いきいきルーム等)、介護予防教室(運動、認知症・フレイル予防)、介護予防ボランティアの養成・活動支援、介護予防ボランティアポイント制度

(2) 介護予防に取り組める体制づくり

地域の介護予防活動支援(地域リハビリテーション活動支援事業等)、介護予防に関する情報提供(チラシ、DVD、ウェブ等)、シニアクラブ活動支援、ナギの木苑の運営

(3) 自立支援・重度化防止への取組体制の強化

自立支援型地域ケア会議、介護予防事業地域ケア会議、介護支援専門員対象のテーマ別研修会、サービス事業者とリハビリ専門職との連携強化等

【基本目標 2】 高齢者とその家族が安心して暮らせる体制づくり

相談体制の充実、地域の見守り・ネットワーク、認知症予防・共生

(概要)

- ✓ 住み慣れた地域で自分らしい生活を継続するために、高齢者本人とその家族のニーズに対する支援を適切に行う体制を確保します。
- ✓ 柔軟かつ効果的な支援ができるよう、地域のネットワーク(自治会や民生委員等)や医療・介護の連携を図り、関係機関の輪を広げられるよう取り組みます。
- ✓ これまでの認知症施策を継続しつつ、高齢者の虐待やヤングケアラー等の複合的な課題を抱える市民へ包括的な支援を実施するための相談体制を強化します。

取組の方向性

(1) 多種多様なニーズに対応した相談体制の充実

地域包括支援センターの運営、(地域共生社会を見据えた)関係機関等の一体的かつ効果的な協力支援体制の構築、在宅医療・介護連携推進事業、高齢者虐待防止対策の推進

(2) 地域ニーズの把握と地域課題解決のための取組みの推進

安心生活創造事業、生活支援体制整備事業(生活支援コーディネーターの配置・協議体の展開)

(3) 認知症高齢者とその家族が地域で安心して暮らせる支援体制の推進

認知症に関する理解と情報の普及啓発、認知症初期集中支援事業、認知症地域支援推進員の配置、認知症バリアフリー等の推進(チームオレンジ等)、権利擁護に関する地域連携ネットワークの構築(成年後見制度の利用促進に係る中核機関の設置等)

【基本目標 3】 介護保険等公的サービスの充実と適切な提供体制づくり

介護保険サービス、福祉サービス

(概要)

- ✓ 団塊の世代が後期高齢者(75歳以上)となる2025年と高齢者人口がピークを迎える2040年を見据えて、中長期的な人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえた過不足のないサービス基盤を整備します。
- ✓ 介護保険制度の公平性と持続可能性の確保のために、介護サービスの適切な利用方法についての周知を進めるなど、介護給付の適正化に向けた取組を行います。
- ✓ 事業者における介護人材の確保・定着、災害・感染症対策等の支援に取り組むとともに、介護現場における生産性向上の取組を推進します。

取組の方向性

(1) 2040年を見据えたサービス提供体制の確保

認知症対応型共同生活介護事業所を1施設(18床)整備

(2) 介護サービスの適切な利用の推進

適正な要介護等認定の推進、介護給付の適正化、介護保険料の公平性の確保と介護サービス費等の適正な運用

(3) 介護人材の確保・定着のための支援

合同面談会、まごころサポーター養成講座、ケア・アシスタント導入支援、介護職の魅力発信、ICTの導入支援、魅力ある職場づくり

(4) 介護事業者に対する適切な支援

集団指導・運営指導、事業者の災害・感染症対策の支援、事業者の地域活動の支援

(5) 在宅生活の継続につながる高齢者福祉サービス等の推進

介護予防・生活支援サービス事業、高齢者福祉サービス等の効果的な活用・推進

●前計画からの主な変更点

(2)関連

給付適正化計画

適切な介護給付の推進を図るため、給付適正化3事業の具体的内容及び実施方法と目標について示した「介護給付適正化計画」を、本事業計画の中に決めました。

※ 給付適正化3事業

- 要介護認定の適正化
- ケアプランの点検、住宅改修等の点検・福祉用具購入・貸与調査
- 医療情報との突合・縦覧点検

(5)関連

介護用品(紙おむつ)給付事業の市町村特別給付への移行

市内に在宅で居住し、寝たきり等により常時紙おむつが必要な低所得者を対象に、紙おむつ購入費用の9割(上限あり)を市が助成しています。

第8期までは、国、県、市が財源を負担する「地域支援事業」として低所得者を対象としていましたが、第9期からは、財源を第1号被保険者の保険料で賄う「市町村特別給付」に移行させ、介護保険料段階による制限をなくすことで、本事業の対象者を拡大します。

介護保険料(第1号被保険者)の推計

(1)高齢者数の実績と推計

高齢者数は計画の方向性に大きな影響を及ぼします。第9期計画期間中については、総人口が微減傾向で推移する一方、高齢者数の増加とともに、高齢化が着実に進行していくことが見込まれます。

(単位:人)

年度	第8期			第9期			第14期
	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2040年度
総人口	113,058	112,932	112,378	112,046	111,669	111,264	109,815
高齢者数	25,523	25,894	26,234	26,628	26,991	27,306	34,371
前期高齢者	13,693	13,401	13,096	12,736	12,482	12,270	15,769
後期高齢者	11,830	12,493	13,138	13,892	14,509	15,036	18,602
高齢化率	22.58%	22.93%	23.34%	23.77%	24.17%	24.54%	31.30%
要介護・要支援者数	4,111	4,230	4,288	4,418	4,603	4,759	6,945
認定率	16.11%	16.34%	16.35%	16.59%	17.05%	17.43%	20.01%

(2)総給付費の推計

第9期の総給付費は、高齢化に伴う要介護等認定者数の増加、介護サービス基盤整備の状況、介護報酬改定等の影響を考慮し、第8期比 113.1%を見込んでいます。高齢化の進行等に伴い、2040年度にかけて着実に増加していく見通しです。

(単位:千円)

第8期			第9期			前期比 (第9期平均対 第8期平均)	第14期
2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度		2024年度
6,153,255	6,208,031	6,388,933	6,807,627	7,099,083	7,312,989	113.1%	10,785,609

(3)必要保険料基準額

総給付費等の23%については、第1号被保険者(65歳以上の市民)の保険料で賄うことになっています。第8期計画終了時点において約13億円の基金残高が生じる見込みであり、このうち一定額を第9期計画中に取り崩し、保険料の急激な上昇を抑制します。第9期の必要保険料基準額(月額)^{※1}を、5,950円に設定します。

第8期	第9期	前期比	第10期 (2028年度) ^{※2}	第14期 (2040年度) ^{※2}
5,950円	5,950円	100%	6,389円	7,750円

※1 介護保険料所得段階第5段階の人の保険料月額

※2 現時点での推計値